

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画道路 3・4・59号 新山境ノ松線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
菊陽町大字津久礼字新山、字下沖野及び上迎原の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
熊本県土木部都市計画課、熊本県菊池地域振興局土木部企画調査課及び菊陽町都市計画課
- 4 縦覧期間
平成15年7月23日から平成15年8月6日まで

熊本県公告第519号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、合志町及び西合志町の住民及び利害関係人は、期間満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成15年7月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画下水道 合志西合志公共下水道
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
菊池郡合志町大字福原字辻、字蛇塚、字道免起、字野付、字居屋敷、字村中、字村廻、字村上、字中村廻及び字上村廻の各一部
同町大字竹迫字力石、字亀ノ甲、字鶴、字屋敷及び字御堂園の各一部
同町大字幾久富字反ノ木、字亀甲、字城戸内、字今井戸及び字御手洗の各一部
同町大字上庄字田久保、字寺崎、字出口、字蛇ノ尾、字城山及び字宮前の各一部
同町大字豊岡字西光寺、字小園、字天神本、字宮本、字横市及び字反ノ木の各一部
同町大字栄字村園、字南原、字中野、字鹿水、字六郎、字沖野、字上生道、字牧ノ内、字西原、字岡畑、字村廻及び字北受の各一部
菊池郡西合志町大字野々島字沖田、字中原、字中野、字野田原及び字東原の各一部
同町大字御代志字古屋敷、字天神免、字高良木、字丸山、字北原、字小池、字除ノ上、字東海道、字追分、字上野、字前田、字平ノ窪、字地藏本、字居屋敷及び字中明午の各一部
同町大字合生字高木原、字東原、字本村、字玉蓮寺、字今山原、字小黑松、字小合志原、字西沖野、字小池、字一本杉、字黒木原及び字辻窪の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
熊本県土木部都市計画課、熊本県菊池地域振興局土木部企画調査課、合志町都市計画課及び西合志町都市計画課
- 4 縦覧期間
平成15年7月23日から平成15年8月6日まで

熊本県公告第520号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第8条第1項の規定により農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、同法第7条第5項の規定により、次のとおり公告する。

平成15年7月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 農地保有合理化法人の名称 阿蘇農業協同組合
- 2 変更内容 事業実施区域に、一の宮町、阿蘇町、南小国町、小国町、産山村、波野村、蘇陽町、高森町、白水村、長陽村、西原村を加える。

熊本県公告第521号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項及び8条の3の規定により、クリーニング師の研修及び業務従事者の講習を次のとおり指定した。

平成15年7月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 研修及び講習の主催者の名称及び所在地
 - (1) 名称 財団法人全国生活衛生営業指導センター
 - (2) 所在地 東京都港区新橋六丁目8番2号
- 2 研修及び講習の種類
第1型クリーニング師研修及び業務従事者講習
- 3 研修及び講習の開催年月日及び会場
 - (1) 平成15年10月19日 JA 鹿本会館（山鹿市山鹿1026-17）
 - (2) 平成15年11月16日 松橋町中央公民館（下益城郡松橋町松橋430-1）
- 4 研修及び講習の科目及び時間数